

中小企業者等の法人税率の特例

対象税目：法人税・法人住民税（国税）

① 措置を講じる背景・課題（政策目的）

○ 中小企業は、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であり、中小企業者等の経営基盤の強化することが目的。

当該措置の政策体系における位置づけ

○ 7. 中小企業の発展。
（経済産業省政策評価基本計画（令和8年度～12年度）https://www.meti.go.jp/policy/policy_management/kihon-keikaku/R8_R12seisakuhyoukakihonkeikaku.pdf）

② 現行制度の概要

根拠条文：法人税法第66条 租税特別措置法第42条の3の2 租税特別措置法施行令第27条の3の2

創設年度：平成21年度

適用期限：令和9年3月31日

事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：無】【事後：無】

※中小企業庁「中小企業実態基本調査」等で決算（売上高、営業費用、資産及び負債・純資産等）、企業全体の事業別売上高割合、設備投資の状況等を調査。

○中小企業者等の所得金額のうち、年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率を19%から15%にする措置。

※単年所得が10億円超の中小企業者等の税率については、19%から17%に軽減。

※過去3年平均で所得15億円超の中小企業は本措置の対象外。

減収額

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
金額（億円）	1,701	1,761	1,811	1,885	-		

（出所）財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より推計

③ アクティビティ

○中小企業を取り巻く事業環境の先行きが不透明な中、厳しい経営環境の下で経営を行っている中小企業を後押しするため、本措置による軽減税率の軽減を含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。

④ アウトプット

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
件数	1,034,827	1,068,172	1,080,279	1,110,966	-		
適用額（億円）	42,533	44,020	45,281	47,129	-		

（出所）財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

○アウトカムに対する効果分析

<p>アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路</p>	<p>○本措置の適用を受けた企業は、企業の資金が増加し資金繰りが安定する。これにより、事業活動の維持が可能となり、中小企業の経営状況が改善する。当該経営状況の改善については、売上高、資金繰りDI及び業況判断DIにより把握する。</p>
<p>⑤ 短期アウトカム</p>	<p>○中小企業の経営状況が制度導入前（平成20年上期）の水準を持続的に達成する 指標：中小企業等の売上高、資金繰りDI、業況判断DIが、制度導入前の水準を持続的に達成する 目標値：制度導入前（平成19年度）の水準を持続的に達成（①売上高(2.6億円/社)、②資金繰りDI(-23.7%pt)、③業況判断DI (-32.6%pt) 対象期間：令和7年度から2年間</p>
<p>短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路</p>	<p>○本措置による税負担の軽減により資金繰りが安定し、設備投資や人材確保等の経営判断が可能となることで、中小企業の労働生産性の向上につながる。</p>
<p>⑥ 中期アウトカム</p>	<p>○労働生産性の向上（中小企業者等全体を対象） 指標：中小企業者等全体の労働生産性 目標値：直前期（令和7年度）と比較して9%向上 対象期間：令和8年度から3年間</p>
<p>中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路</p>	<p>○本措置による税負担の軽減により資金繰りが安定し、設備投資や人材確保等の経営判断が可能となることで、中小企業の労働生産性の向上につながる。</p>
<p>⑦ 長期アウトカム</p>	<p>○労働生産性の向上（中小企業者等全体を対象） 指標：中小企業の労働生産性 目標値：直前期（令和7年度）と比較して15%向上 対象期間：令和8年度から5年間</p>

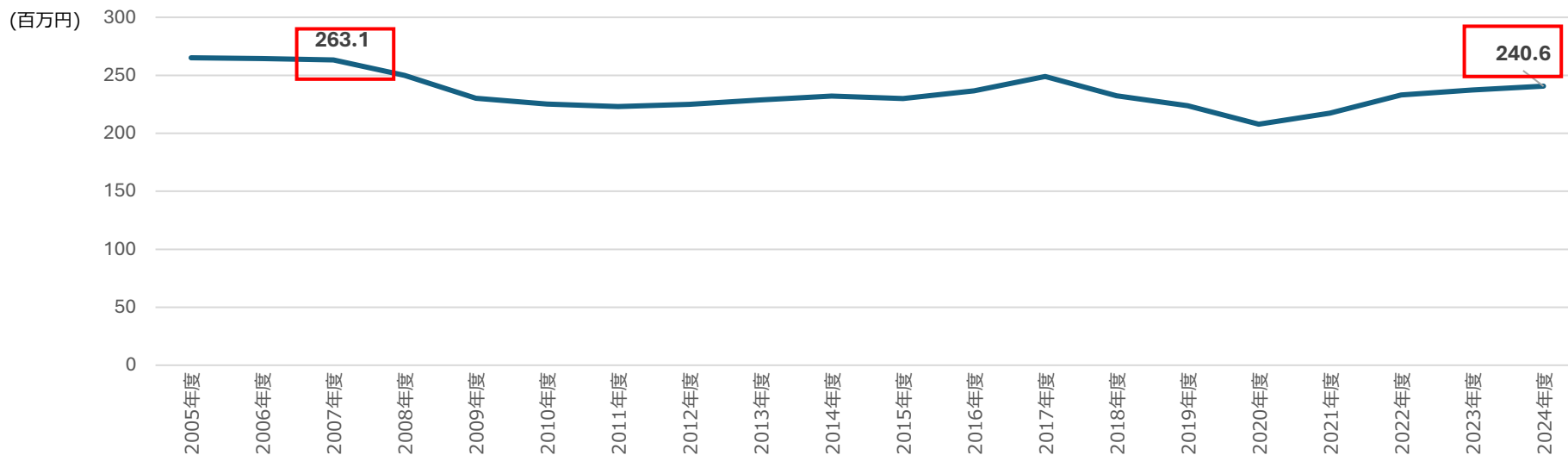
分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
<p>中小企業景況調査 （中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構）</p>	<p>中小企業の資金繰りDI、業況判断DIを時系列で把握できるため。</p>
<p>法人企業統計調査年報（財務省）</p>	<p>中小法人の売上高を時系列で把握できるため。</p>
<p>中小企業実態基本調査（中小企業庁）</p>	<p>中小企業者等の労働生産性を分析するため。</p>
<p>中小企業税制に関するアンケート調査（令和6年度） （中小企業庁）</p>	<p>本税制措置で増加したキャッシュフローの使用用途を調査するため。</p>

●分析手法：時系列比較及びアンケート調査を実施
 選定理由：公的統計の継続的なデータにより、政策導入前後を時系列で把握することが可能なため。また、アンケートにより、本税制措置で増加したキャッシュフローの使用用途を調査するため。

短期アウトカム

① 中小企業等の売上高→未達

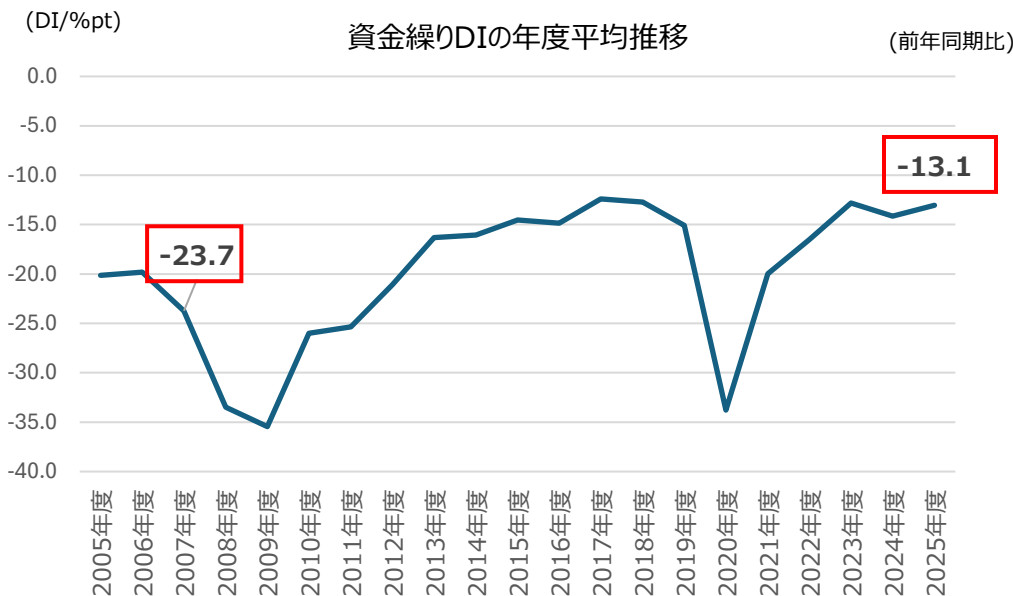
1社あたりの売上高の推移



(出所) 財務省「法人企業統計調査年報」より作成
 ※ 資本金1億円未満の企業を対象

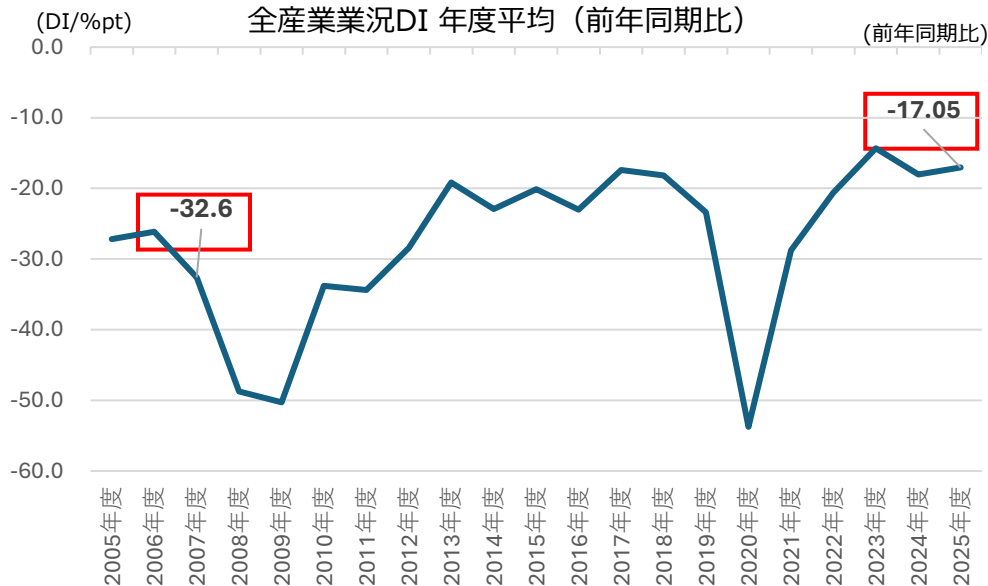
② 中小企業等の資金繰りDI→達成

資金繰りDIの年度平均推移



③ 中小企業等の業況判断DI→達成

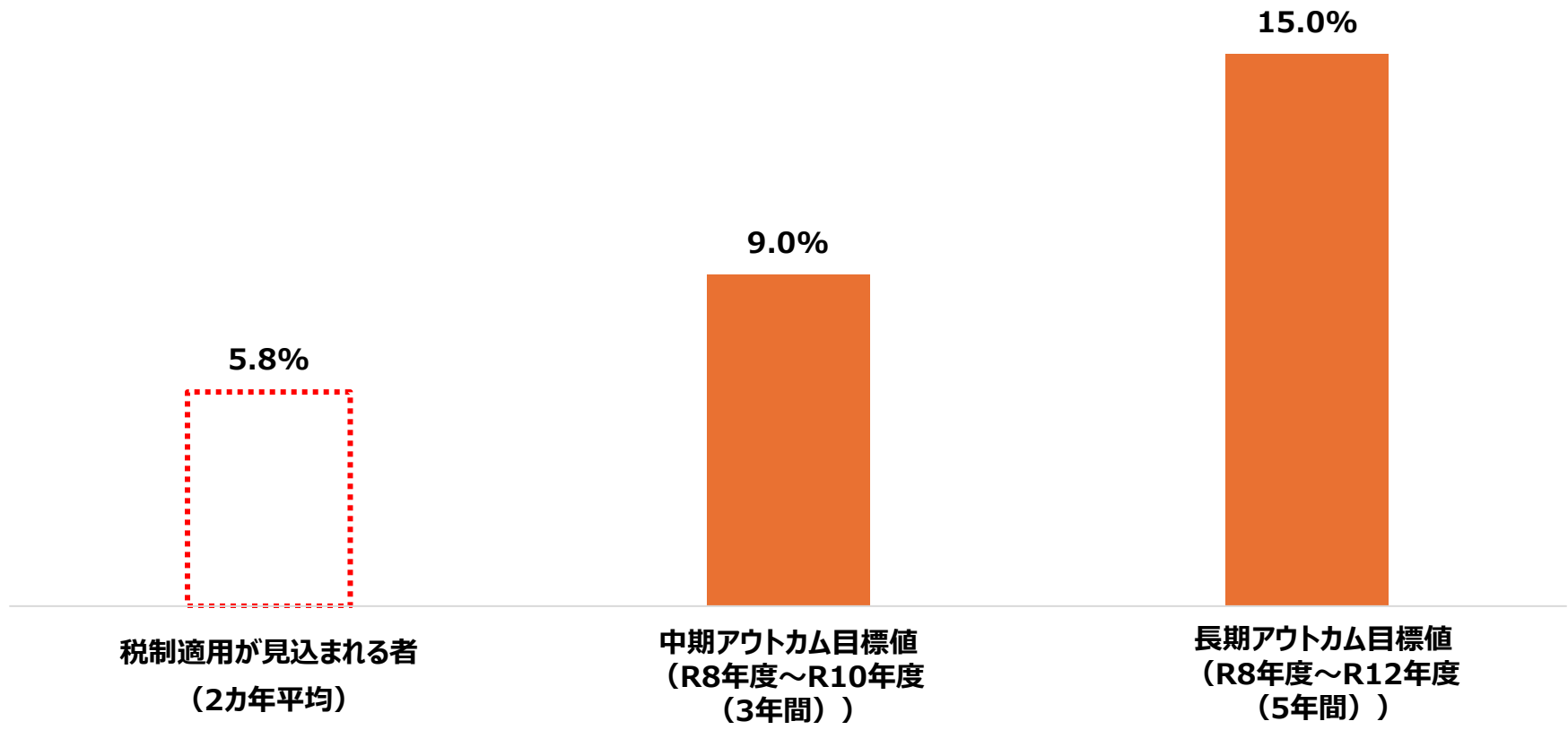
全産業業況DI 年度平均 (前年同期比)



(出所) (左図・右図) 中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」より作成

※ 中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく中小企業者を対象に、各年度の4四半期(4～6月期、7～9月期、10～12月期、1～3月期)の全産業DI値を単純平均して算出。

労働生産性の達成状況 (中期・長期アウトカム)

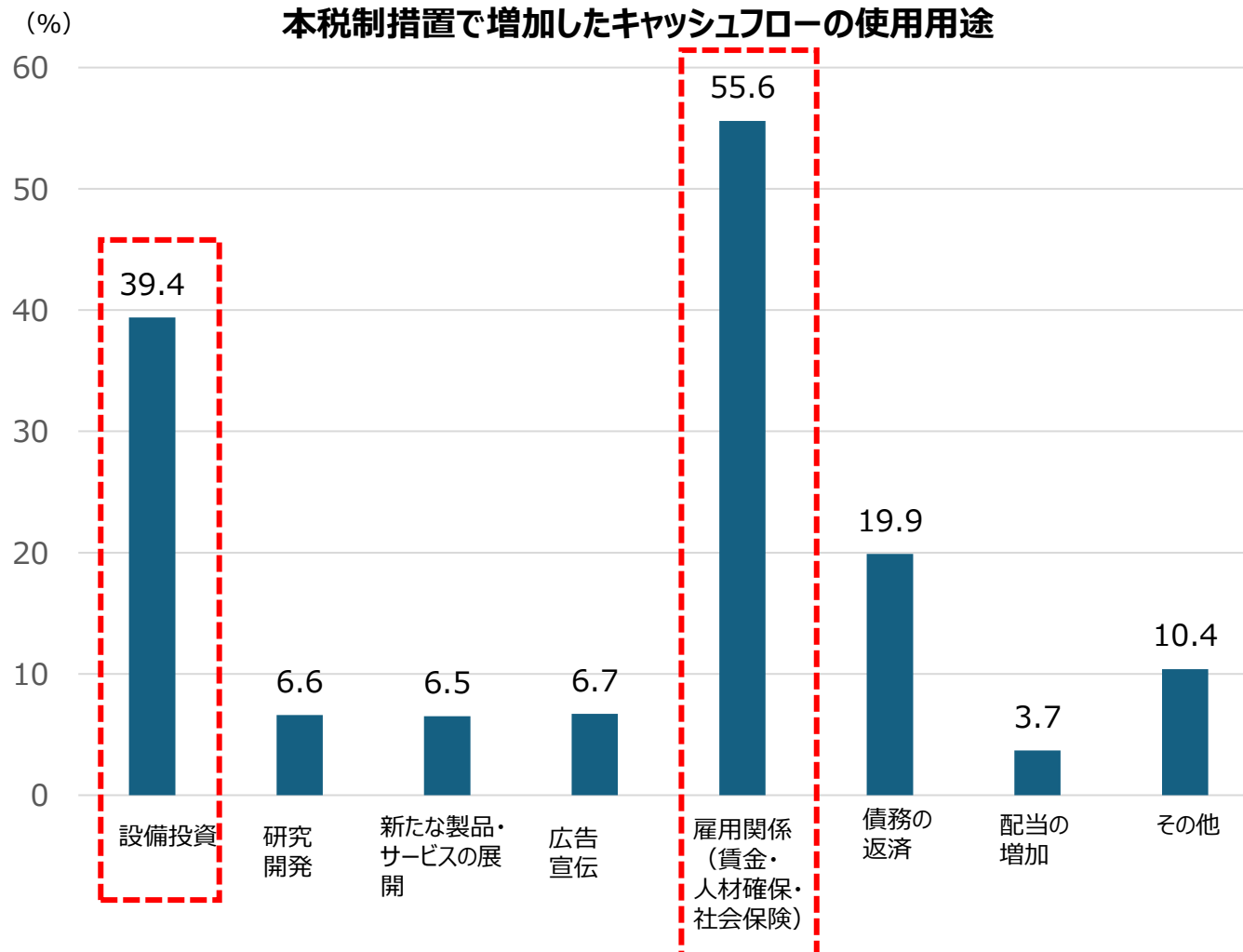


(出所) 中小企業庁「中小企業実態基本調査」より作成。

- ※ 1 税引前当期純利益がプラスとなる企業が本措置の適用を受けていると仮定。
- ※ 2 付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 支払利息等 + 賃借費 + 租税公課
- ※ 3 労働生産性 = 付加価値額 / 従業員数
- ※ 4 令和 5 年度に税引前当期純利益がプラスだった企業について、令和 4 年度と令和 5 年度の労働生産性を比較し、令和 4 年度に税引前当期純利益がプラスだった企業について令和 3 年度と令和 4 年度、その2カ年の平均値を算出。(令和 5 年度 : N=5,619、令和 4 年度 : N=6,777)

効果分析

- 本税制措置は、様々な業種の中小企業者約100万者に活用されている。中小企業庁実施のアンケートによると、本税制措置の適用によって増加したキャッシュフローは、人件費などの雇用関係や、設備投資への支出に活用されている。



(出典) 中小企業庁「中小企業税制に関するアンケート調査 (令和6年度)」

○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	○3つの指標のうち、資金繰りDI,業況判断DIは制度導入前（平成19年度）の水準に回復しているものの、1社あたりの売上高については、まだ導入前の水準に回復していない。	○今般新たに中小企業庁KPIの目標値（令和8年度から3年間で労働生産性9.0%向上）を策定。	○今般新たに中小企業庁KPIの目標値（令和8年度から5年間で労働生産性15.0%向上）を策定。

	短期	中期	長期
② 達成できていない場合の要因	○売上高については、回復傾向にあるものの、回復ペースが緩やか（コロナ禍等の要因が想定される）である。他方、直近では改善傾向にあり、引き続き本措置を通じた下支えにより目標水準への到達を目指す。	○税制適用者の令和4年度及び令和5年度の2カ年平均で5.8%向上している状況。 なお、第44回中小企業政策審議会（令和6年3月27日）の資料によれば、中小企業者等全体における労働生産性は、令和2年度比4年間（令和6年度まで）で12.7%向上しており、年平均約3%向上していることを踏まえ、令和8年度以降も上昇傾向が見込まれる。	○税制適用者の令和4年度及び令和5年度の2カ年平均で5.8%向上している状況。 なお、第44回中小企業政策審議会（令和6年3月27日）の資料によれば、中小企業者等全体における労働生産性は、令和2年度比4年間（令和6年度まで）で12.7%向上しており、年平均約3%向上していることを踏まえ、令和8年度以降も上昇傾向が見込まれる。

③ 政策効果等	○中小企業の納税負担が軽減され、短期的には資金繰り、業況判断は改善傾向にある。また、本税制措置の適用によって増加したキャッシュフローの使用用途を調査したところ、人件費などの雇用関係や、設備投資への支出に活用されていた。		
---------	---	--	--

④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	○本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすく、資金繰りの圧迫懸念がある中小企業者等の経営基盤強化を図るため、黒字企業のキャッシュフローを改善すると同時に、現状では6割を超える赤字企業に対しても、将来黒字化を達成した暁にはその法人税負担が軽減されることから、黒字化達成のインセンティブとなる。このように本特例は、政策手段としての的確であると言える。		
---------------------------	---	--	--

⑤ 見直しの方向性	○中小企業の付加価値労働生産性の成長率目標を、令和8年度から3年で9%向上、5年で15%向上とすべく、5年間を重点期間と位置づけ中小企業関連税制の政策効果を高める観点からメリハリをつけた見直しを行う。		
-----------	--	--	--

主担当部局 : 中小企業庁事業環境部財務課
 共管担当部局 :